

社会福祉法人いちはつの会

第3回仕事と子育て両立支援行動計画

平成26年 4月 1日

理事長 西 部 充 子

本会は平成22年度より「仕事と子育て両立支援行動計画」を定め、就業規則及び育児休業規程の大幅改正・各地域に事業所内保育所の設置を行い、体制を整えてまいりました。しかしながら現在に至るまでに目標を達成できていない事項を踏まえ、計画の期間を長く持ち再度目標の見直し・追加を行い幅広い「仕事と子育ての両立支援」を目指して計画を変更致します。

第1回・第2回の両立支援行動計画の達成度を勘案し、次のとおり「第3回仕事と子育ての両立支援行動計画」を策定致します。

1 計画の期間 平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間とします。

2 計画の内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を水準以上にする。

男子職員・・・計画期間中に1名以上取得させる。

女子職員・・・産後1年2か月までの育児休業取得者が80%以上になること。

<対 策>

26年4月～以前より目標に掲げている男性職員の育児休業の取得についてグループウェアによる定期的な周知活動の強化と推進

26年4月～産前産後休暇や育児休業期間等延長も含め取得希望者を対象とした、個別の説明を行う。

対象となる助成金の申請も当会で案内する。

目標2：現在運営している事業所内保育所における人員の確保

<対 策>

1 預かる子どもの安心・安全を維持できるように継続的に保育職員の確保に努める。

2 新規採用者の子どもを預かる場合に、ならし保育の期間を設ける。

目標3：年次有給休暇の取得率を上げるため、各個人の年間取得を5日以上とする。

<対 策>

- 1 年次有給休暇の保有日数の告知と使用の奨励。
- 2 休暇取得しやすい環境の整備、職員の増員・管理者からの使用奨励。